

サービス推進室では、医療安全に関する情報を収集し、看護現場で役立つポイント等を付加して提供しています。それぞれの現場に応じた点検ツールとしてお役立てください。

## No.1

**2020年6月1日より、ハラスメント防止対策が、法制化により事業主に義務付けられました。**

2020年6月1日より、パワーハラスメントをはじめとした各種ハラスメントの防止を義務付ける法律が施行されました。これは、2019年6月5日に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(以下、「労働施策総合推進法」という。)が改正されたことにより、職場におけるパワーハラスメント

- ⑦ 被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること。

### ○併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること。
- ⑩ 事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと、都道府県労働局の援助制度を利用したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

図1 職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置  
下記、参考資料1)を参考に作成